

新生児聴覚検査費支払の流れ

2 市（町）が本協議会へ業務委託した場合

- 1 協議会は、医師会及び各医療機関と一括して契約を締結する。
- 2 協議会は各医療機関からの請求を、各市（町）毎に振り分け、市（町）に対し請求を行い、市（町）はその請求額を協議会に送金。（翌月、10日×切）
- 3 市（町）においては、各医療機関との契約及び、各医療機関からの受診票・請求書の内容確認は不要で、各医療機関への検査費送金作業も不要であるため、事務の簡素化が図れる。

